

# 合浦公園成立前史 — 創設者水原衛作が描いたもの —

## 中園 美穂

はじめに

合浦公園（がっぽこうえん<sup>1</sup>）は現青森市合浦二丁目にあり、「海の公園」として知られている。この公園は青森市民の憩いの場であり市民に愛されている公園でもある。平成元（一九八九）年には「日本の都市公園一〇〇選」に選ばれ、公園内にある黒松（三誓の松〈みよのまつ〉）は平成十六年十一月、青森市の文化財に指定された。

このように青森市ないし青森県で有名であるわりに合浦公園に関する先行研究は少ない。わずかに肴倉弥八氏による一連の研究があるだけ、ほかの合浦公園に関する記述は、ほとんど肴倉氏の研究に依拠することどまつている。ところが肝心の肴倉氏の著作には引用資料の典拠が曖昧なものも多く、資料の所在が不明となっているものが多い。

合浦公園の成立に関しては、公園創設者としての水原衛作<sup>3</sup>が首唱し、彼の死後衛作の実弟である柿崎巳十郎が事業を引き継ぎ、青森町に無代償譲渡したという以外は、全体像や建設過程など解明されていない点が多い。また公園設立に関しても水原・柿崎兄弟の美談を中心とした記述にとどまっている。

その中で、青森市史編集委員会編集『新青森市史』資料編6近代（1）（青森市、二〇〇四年）は、合浦公園の成立に関する諸般の資料を集約したものであるとして評価されよう。そのため本稿でも、同市史収集の資料を活用し、公園創設過程の考察を行った。

近年、都市史が盛んである。公園は都市計画からの視点、また「国民国家の装置性」という観点からも論じられている<sup>4</sup>。また自治体史でもこれら都市史・都市計画史から地域の空間を考える傾向が強まってきている。その視点に立つて合浦公園を見た場合、青森市という都市の形成と発展の中に公園を位置づけて考察する必要がある。本稿でもこの点を意識していきたい<sup>5</sup>。

筆者は青森市史編さん室に勤めていた時、合浦公園関係資料を目にする機会に恵まれた。残された諸資料を見ると、合浦公園成立の経緯や、水原衛作の実像などが、断片的ではあるがうかがえる。それら諸資料を整理し分析する段階で、水原・柿崎兄弟の美談だけでは説明できない事実が見えてくる。まず何よりも合浦公園が今日まで青森市民にこよなく愛され、憩いの場となっていることを考えれば、青森市という都市の成立と発展を考える上で合浦公園に関する考察は必要不可欠となる。

そこで本稿では、まず合浦公園の設立を提唱し、自ら造園も手がけた水原衛作の実像を明らかにし、彼が本来めざしていた公園像を探りたい。また彼が描いた公園が、肝心の青森町の人々にどのように見られていたかも考察しておく必要がある。そして最終的に、彼が計画した公園が、どのように政府から認可を受けたかを考察し、本稿の課題を克服していくことにしたい。

## 一 公園創設者水原衛作の素性

水原衛作は弘前藩士柿崎朝次郎の長男として、天保十三（一八四二）年四月八日に生まれ、明治十八（一八八五）年四月十四日に亡くなった。衛作は柿崎家の長男だが、ゆえあつて廃嫡されている。はじめは柿崎衛作と名乗っていたが、水原衛作と改姓している。改姓は師匠水原清の跡を継いだためといわれている。

通説的には、柿崎家は代々弘前藩のお抱え庭園師であつたといわれている。しかし弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書の「由緒書 第十七」（明治五年五月）によれば、初代鹿蔵から四代朝次郎までの履歴が記され、柿崎家は明和八（一七七二）年二月、鹿蔵が「鳶ノ者」として弘前藩に新規に召し抱えられるのはじまりとしている。また明治五（一八七二）年五月、朝次郎は「卒」と書かれている。庭園師として召し抱えられた者はいないのである。柿崎家は代々弘前藩士であり、代々弘前藩のお抱えの庭園師とはいえないだろう。

しかし柿崎家と庭園は無関係ではない。「由緒書 第十七」によれば、

衛作の父朝次郎は、高屋小平太の次男であり、柿崎家三代目の得治の養弟となつている。高屋は「文化一三年（一八一六）藩主に同行しお庭方見習のため江戸へ上り、柳島屋敷頭、お庭取扱い」になつたという。衛作の祖父高屋小平太が弘前藩の江戸屋敷の庭づくりに関与していたことは、衛作の「庭園師」業に何かしらの影響を与えた可能性がある。このことは、衛作と庭園師業、ひいては衛作と公園創設を考える上で出発点になろう。

衛作が青森に最初に公園を創設しようとしたのは明治九（一八七六）年だが、それ以前は何をしていたのか。それを知るには「広告」と「恫願書」の二つの資料が手がかりとなる。「広告」では、衛作の素性が合浦公園の創設にあり、自らを「庭園師」と記している。若い頃から諸地方をめぐり、約九年間、庭園内の樹木・石組・水利を実際に見ることで、造園知識・技術を取得したという。しかし明治二年の箱館戦争で官軍に従軍し、いったんは庭園師業を廃業している。

箱館戦争がおわり、明治二年五月、弘前に帰つた衛作は、三十歳になつていた。彼は新しい時代の影響をうけたのだろうか、「地方公衆ノ思想ヲ喚起」するようなものを創設したいと考えていた。しかしながら彼の願いは「不学ノ悲キト微賤ヲ以テ斥ケラレ、竟ヒニ其心志ヲ伸フルコトクハス」の結果に終わっている（「恫願書」）。

そこで明治七年二月、衛作は函館へ渡る。まず函館山麓の北陰に赤川から水道を引き、その樋口に一大地を設け消防用水とし、周囲に遊園をつくろうと開拓使庁に建白している。この計画は、衛作が諸地方で庭園を実際に見た経験を函館で活かしたことになるのだろう。このとき計画

自体は、開拓使庁より経費莫大であるため保留とされたが、衛作は「西洋人ニ就キテ彼ノ庭石園法」を学び、その知識・技術を取得し、「益々進ンテ該業ヲ研究」して、明治八年五月、青森県に帰った（「惘願書」）。函館での経験は、衛作の公園創設事業に大きな影響を与えただろう。なお、ここでいう庭石園法とは公園設計方法と考えられ、西洋人とは函館の英国領事ユースデンと思われる。

帰県した衛作は、明治九年八月、再び庭園師業につき、青森港管内に一つの「公園」を設置しようとした。その一方で同年三月から石炭試掘事業もはじめている。この事業には、衛作の公園創設事業に対して、有志者のひとりだった村林勘六も関わっており、青森町での人脈づくりなど、公園創設事業に関連するものとも考えられよう。

衛作は、明治十一年に津軽郡石浜村で石炭試掘作業に従事しながら再び函館に行っている。衛作は、その際、函館でかかった経費を綿密に記した記録を残している。再度衛作が函館に行ったのは、函館の人間が関与したためだろう。記録によれば衛作は明治十一年七月二十五日から三十一日まで函館に宿泊している。

ここで注目されることは、衛作が函館に宿泊していたこの時期に、函館の公園創設事業が着手されていたことである。このとき衛作は函館公園創設事業を見聞した可能性が高い。青森での最初の公園創設事業は頓挫していたが、衛作自身の創設熱意は冷めなかつたようである。

衛作は「此産業ヲ開キ逼ク人民ノ便用ニナサント欲スルカ為メ」に石炭業を興し、「地方公衆ノ経済ト生理上」（「広告」「惘願書」）公園の創設が必要だと唱えた。彼が「惘願書」に記した「地方公衆ノ思想ヲ喚起

セン」ことを考えれば、石炭試掘も公園創設も彼にとっては「公衆」のための有益な事業だったのである。そのような新しい考え方をもち衛作だからこそ、函館公園の事業は、青森に公園を創設しようとする衛作に活力を与えたと考えられよう。

ところで衛作は函館から青森に帰ってから数年の内に、柿崎姓を水原姓に改めている。衛作自身は「不肖衛作ニ於テ師匠ノ絶家ヲ再興致シタル」ものと記すのみで、通説的に師匠とされる水原清の素性は管見の資料からはうかがえない。改姓の詳細には不明な点もあるが、衛作は明治九年の段階では「士族」の身分で弘前に住み、石炭の試掘や公園の創設事業のため青森町に出張していた。それが二度目の公園創設事業にあたり、明治十三年十月十一日の段階で彼が記した肩書きは「青森県平民青森町居住 発起築造人 水原衛作」となっているのである。

筆者が管見資料で見える限り、衛作は明治十二年六月二十九日から翌年十月十日の間に改姓し、師匠の跡を継いだと思われる。武家に生まれ、長男でありながら名字や身分を変え、生まれ育った故郷の弘前を離れるのである。明治九年に提唱した公園創設事業が成功しなかつた衛作は、改姓して平民になり、青森町に移住することで、二度目の公園創設事業に本腰を入れて打ち込む決意をしたのであろう。そこで次に衛作が当初つくろうとしていた公園計画を明らかにしておきたい。

## 二 水原衛作が描いた公園計画

日本の公園制度は、明治六（一八七三）年一月十五日の太政官布告第一六号にはじまる。<sup>(18)</sup> 布告は公園の候補となる地所として、「人民輻湊ノ地」で「群集遊観ノ場所」を対象とし、「従前高外除地」を公園とするよう定めていた。敷衍すれば、人口が集中する地域で、古来の名勝地や旧跡など、これまで人々が行楽の対象とし、従来特別に税を控除されてきた地所が公園の候補地となった。これ以降、全国各地で公園が誕生することになる。当初、誕生した公園は旧来の社寺境内や名勝地などから成立している。その意味では民間人である柿崎（水原）衛作が、明治九年の段階で公園創設を提唱したことは、かなり異質のことでもあった。

さて、まず指摘しておかなくてはならないのは、衛作が明治九年八月に構想した公園は現在の合浦公園ではなかったことである。現在の合浦公園とは場所も大幅に異なっている。彼は明治九年八月以降、青森に公園創設を首唱するが、そのときは実現せず、明治十四年、二度目の公園創設を試み、認可を受けている。この二度目の計画が、現在の合浦公園の原形となるのである。そのため本章では、当初衛作が考案していた明治九年の公園の特質を考察しておく必要がある。<sup>(19)</sup>

衛作が提唱した公園には大きな特徴がある。それは彼の公園設置理念である。彼は公園の必要性を「人事繁劇ナル今日ニアリテハ、勞逸代謝ノ必需ナル此設ケ（公園）ナカル可（ラ）ス」と見なし、「地方公衆ノ経済ト生理上ニ於テ一日モ欠ク可ラサル」ものと考えていた。彼は二度目の公園創設を提唱した際にも同じ主張をしている。彼は「公衆」の経

済と健康の観点から公園の必要性を説いたのだった。

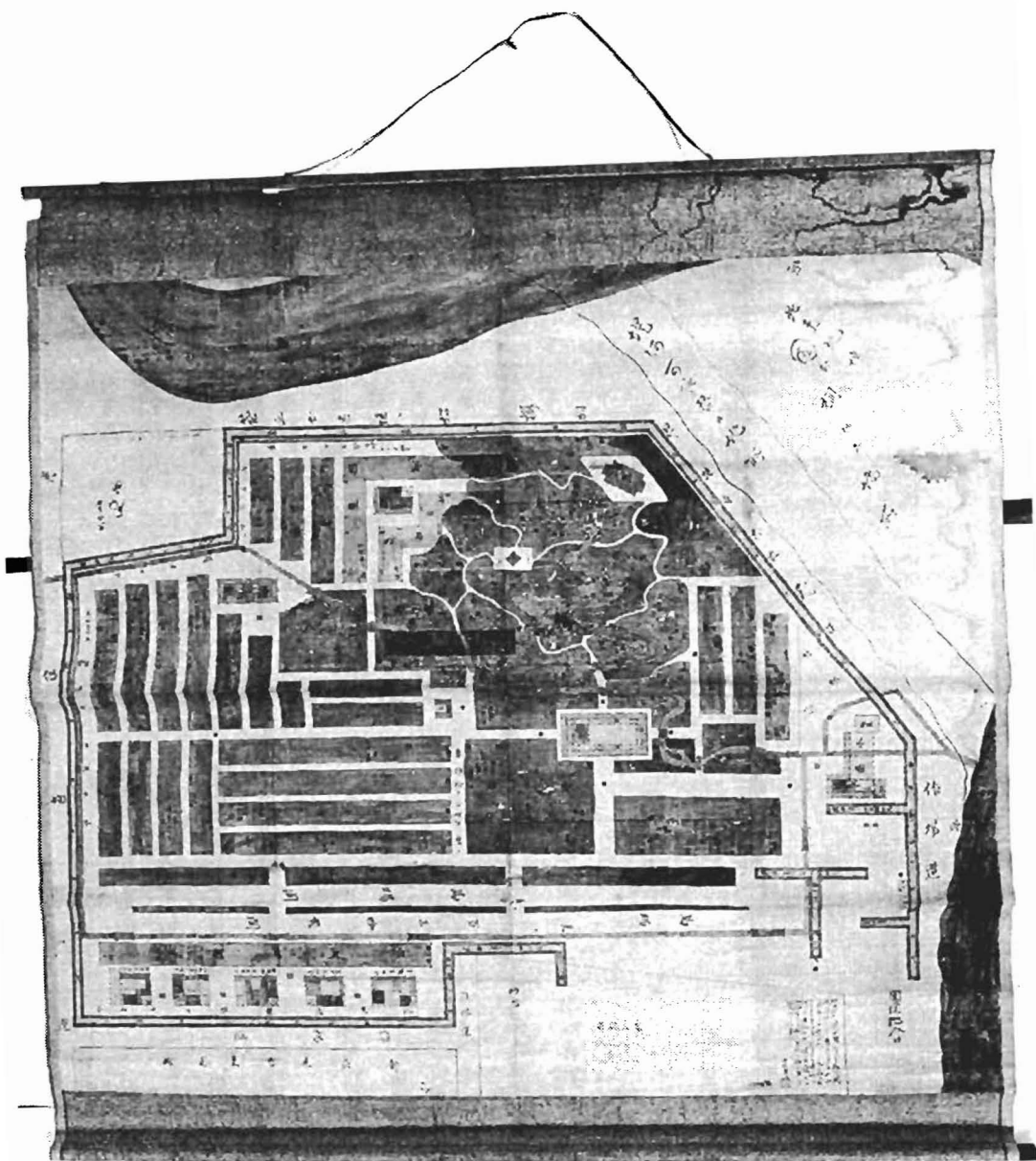
この発想には西洋的な公園設置理念の側面が見られるが、これは衛作が函館滞在中、西洋人について「庭石園法」を学んだことが活きているのだろう。函館公園創設の功勞者である渡辺熊四郎は、「病院は病人に必要な、公園は健康体の養生所といふことをユースデン氏より聞し故是非創立」<sup>(20)</sup> したいと思ったという。この点で衛作の発想が西洋的な感覚であったことがうかがえよう。

そこで衛作は堤川沿いに立つ諏訪神社境内の南側、現青森市花園一丁目付近に公園を創設しようとし、計画図を描いている（水原氏園図計画図「二〇ページ」の図を参照）。公園入口は北側の諏訪神社側としていた。<sup>(21)</sup>

この図に関して肴倉氏は、衛作が「青森へ移住後最初に計画した公園は、今の合浦公園の如き、都市公園でなかった。もつと進んだ分区農園と訳されるものである。即ち土地に恵まれない都会人に小園地を貸与し、自ら野菜や草花を耕作せしめ、土地に親しましめ、而して正しい大自然の法則を知らしめ、新鮮なる大気を吸うことによつて、市民の健康を増進せしめようとした農園であつた」としている。<sup>(22)</sup>

ところが分区農園に係る具体的な資料は管見の限り見あたらず、「広告」や「悩願書」にも記述はない。計画図には、幅四間・長五十間くらいの短冊形に描かれた畑が二十数面記されている（二〇ページを参照）。肴倉氏はこれを分区農園の根拠と考えた可能性がある。

これに対して筆者は畑とは、単純に花壇だと考える。計画図を見ると、園内庭園と同じくらいの面積を「畠」あるいは「畑」が占めており、庭



「水原氏園圍計画図」(柿崎恒美氏蔵)

園の周囲を囲んでいる体裁である。「畠植物ノ分時宜ニ応ス」と記されてはいるが、具体的な植物名の記載もない。そもそも衛作はこの公園を「閑暇幽静ノ快樂園」（「惘願書」）と性格づけているので、労働を伴う分区分園というより、日常の疲労を癒すため植えられた植物、つまり草花からの香りも楽しめる公園と見なすほうが自然である。それは彼が「公園草創」に「該予防体氣ノ養生ニハ、専ラ新樹ノ空氣ヲ呼吸シ草花ノ芳薰ヲ嗅キ万種ノ英梢ヲ眺メテ、折節心裏ノ疲労ヲ佐クルニアリ」と述べていることから明らかであろう。

この計画図で注目されるのは、園内の石組である。草花や樹木はその種類などを記すだけなのに、石組は実際の形と用途を想定して描いている。衛作は芝生上の石組や、園内に川（いろは川）の流れをつくるための石組を描いている。川の流れをつくる石組についても「水分石」を配置し、水の流れに対しても「島ノ水分」や「島ノ落合」と称し、川を石で「石島渡り」することも記している。硝子灯も十八か所あり、実際に設置する場所に描かれている。堤川から水を引き、水車を設け「いろは川」と池泉をつくり、さらには堤川を掘り替えることも描いている。これらは衛作が祖父高屋小平太の庭石見立てを出発点とし、諸地方の庭園を観察・研究した上で、函館で得られた新しい造園技術を総括したものといえるだろう。

この計画図自体は、公園設計の平面図なのである。これまでに描かれてきた山水画などとは明らかに違う手法である。彼は、計画図の中で「夫庭石山水ノ景、曾テ父ノ嗜ム所ノモノ久ク習聞スル処、今其旧法ニ昵ミカタシ、実地有用ニ基造物自然之模容ヲ写スル而已」と記している。

庭石山水の景を描いてきたと思われる父親の手法を「旧法」といい、父親から学びながらも、衛作はなじみがないものと見なしている。

だからこそ衛作が計画図内に描いた石組や「いろは川」のほか、諸般の施設や建物は、山水画のような絵画的要素を持つものではなく、「実地有用ニ基」づいた平面図であり、文字通りの設計図だったわけである。函館で学んだ「庭石園法」には、実は西洋の造園技術に基づく設計図的要素が含まれていたと見なせよう。衛作が構想した公園は、内容・性質・手法と、いずれも当時としては大変斬新な試みであったといえたのである。<sup>25)</sup>

その斬新さゆえに、明治九年八月の公園創設には賛同者が少なかったようである。「惘願書」には「其土地人民一般ノ出費ヲ以テ閑暇幽静ノ快樂園ヲ購フこと有志協同ノ義捐ニ依テ園地設立」としながらも、それが「同意賛成ノ人員稀少ナルヲ以テ止ム」と記されている。

しかし彼の計画自体が太政官布告第一六号の定める条件に適合していなかったことも考慮しなければならない。諏訪神社付近は青森の群集遊観の場所だったとしても、「人民一般ノ出費ヲ以テ」土地を購入して公園とする計画であった以上、そこは私有地（民有地）であり、従来特別に税を控除されてきた地所だったとはいえないだろう。となれば同布告の条件を満たせなかったことになり、明治九年八月の公園計画は中止せざるを得なくなっただと思われる。<sup>26)</sup>

地所名称区別上、公園地は官有地（第三種）ということになるが、このことは衛作が四年後の明治十三年に再び公園創設を提唱し、事業を興す際の鍵になる。二度目の公園創設を提唱するまでの四年間、衛作は石

炭試掘に従事しながら公園創設の計画を練っていたのだろう。そこで次に、衛作にとって二度目の公園創設事業をめぐる背景を考察し、公園創設がどのような過程をへて推移したのかを見ておきたい。

### 三 水原衛作と「東奥人」

衛作が二度目に試みた公園がのちの合浦公園となる。これまでの研究では、合浦公園は「住民の寄付と水原兄弟の努力」により「明治初期においても住民からの意志によって」つくられた公園と位置づけられている<sup>(2)</sup>。しかしその実態はいかなるものだったのか。それには明治十三(一八八〇)年十月、二度目の公園をつくろうと衛作が提唱したとき、青森の人々の反応がどのようなものだったかを明らかにしておく必要がある。まず指摘せねばならないのは、彼が提唱した公園創設事業は青森町の人々になかなか受け入れられず、公園創設事業も困難になっていたことである。そのことについては、衛作自身が晩年になって「広告」で赤裸々に述べている。

茲ニ豈凶ランヤ翌明治十五年一月六日故県令山田秀典君ハ東京ニ於テ遠逝セラレシヲ初凶トシテ、当市街ニ屢火災アリ、其影響彼是ニ及ヒ公衆ノ競争心ヲ失シ、之レ事業ノ一大障碍ナリ

衛作にとって最大の支援者だった山田秀典県令の死と、青森町に頻繁におこった火災があり、この火災の影響で公衆の競争心がなくなつたことが「一大障碍」だったというのである。とくに山田県令は衛作の公園創設事業に理解を示し、積極的な助力を行ってきた。それだけに山田県

令の死は衛作にとって「最大一ノ障碍」(「惘願書」)でもあった。

しかしそれ以上に衛作を苦しめた別の理由があった。衛作は「惘願書」で次のように述べている。

内ニハ母妻ノ飢餓ニ迫リ愁□ヲ訴フルアリ、外ニハ人ノ失策ヲ鳴ラスニ山師ト号シテ之ヲ嘲ケル者アル耳ニシテ、曾テ事業ヲ助ケテ賛成義捐ス者ナク、方ニ両間ニ躑躅シテ衛作力進退維谷リ、今ノ時ニ居テ退却センカ事業目前ニ廃棄スルニ至ラン、直行前進センカ能ク事業ヲ助クルノ其人物ニ出合サルヲ如何セン

衛作は公園創設事業が「地方公衆ノ思想ヲ喚起」する公共事業的なものであるにもかかわらず、肝心の青森の人々が事業に賛同しないばかりか、衛作らの事業を嘲笑していたことに慨嘆しているのである。以前彼が「庭石園法」を学んだ函館の地で、すでに公園が誕生していたことも、その心情をいっそう高めていた。函館公園は、すでに明治十二年十一月三日に開園式を行っていたからである。

函館公園も、当初は「明治六年中ヨリ函館ニ公園開設ノ事ヲ内議セリ、然とも全ク時機ノ至ラザルカ故ニ公評ニ付スル能ハザル」状況だった。

函館公園創設の功労者である渡辺熊四郎の伝記にも、「何分公園の効用が衆人に解り兼ね賛成者が無き故」に、「明治五年頃より誘導せしが其時分は公園の事が世人に解らざる故同意する者が無くて困りし処」と記されている。それでも函館公園では渡辺熊四郎が千円の寄付をしたのをはじめ、公園予定地に隣接する私有地が寄附され「開築ノ業ヲ賛助セン」とする経緯をたどっていた。そして工事にとりかかれば「市街近村ノ人民競テ土木ニ従事」し、その数は「日々数百名」となり、「官民各

自共同奮発シテ」開園に至ったというのである。<sup>(29)</sup>

この結果、衛作は東京や函館のような「都会繁盛ノ地ハ大ニ公益ノ便利ヲ謀リ人民結合シテ公共ノ「事業が」起ル」が、青森のような「辺陲ノ地方ニ至リテハ然ラサルモノカ」と嘆くことになる。そして「惘願書」で次のように評するのである。

吾津軽地方ニ於テ是迄有益事業ノ発起者数多アリト雖とも其発起者ニシテ目的ヲ定ムルこと固カラス、之ヲ定ムルモ事ヲ行フニ到テハ、仲間ノ中ニ様々ノ異論ヲ生シ、自カラ建テ自カラ毀テ徒ラニ時日ヲ費シ緩慢ニ且ル□<sup>(30)</sup>アリテ人民ノ行事ハ、スヘテ成効ヲ失フモノナリ、之レ着実忍耐ノ氣力ニ乏キカ故ナリ、之ヲ思ヘハ浩歎長息ニ堪ヘサルモノナリ〔中略〕

奈何セン東奥人ノ質タル所謂孤立猜忌ノ□<sup>(31)</sup>風ニ其心身ヲ感弱セシメ、敢テ進ンテ他ト結ヒ同心戮力以テ大利ヲ取ルノ氣象ニ乏シキカ為メ、園場ノ設立モ亦吾人ヲシテ空シク中折ノ歎ヲ懷カシムニ到レリト雖とも此挙再興スルノ策ナシ

衛作は「都会繁盛ノ地」の人々ならば理解し、受け入れる新事業も、「辺陲ノ地方」である「吾津軽地方」の人々には持続力や組織力が乏しく、協的精神もないため、事業が成功しないと慨嘆したのである。そしてその要因を「東奥人ノ質タル所謂孤立猜忌」の弊風と評し、公園創設事業を「再興スルノ策ナシ」と結論づけたのだ<sup>(32)</sup>。

住民の寄附と意志が公園創設の一要因と見なされてきた合浦公園だが、実際に公園創設にあたり、衛作がもつとも困難を痛感したのは、他ならぬ住民からの賛同者不足と、それがための資金難であった。青森の人々

のためと考えていた公園創設事業が、肝心の「吾津軽地方」の人々に受容されず、むしろ嘲笑されたことに對し、衛作は自分と同じ「東奥人」である彼らに對し「孤立猜忌」の弊風があると批判せざるを得なかったのである。

これについては『青森新聞』<sup>(33)</sup>も、「今回青森市街ニ園地築造ノ目論見アレとも是も亦六ヶ敷シガロウト」との声があったことを指摘している。そこには「津軽地方」におこる商事・工業・教育などの「有益事業」が途中で挫折してしまう現状があった。さらに公園が「寧口有志者共有ノ私園ト云ベキモノ」と見なされ、そこには従来「庭園」が富豪の家でつくられる背景があった。木村莊助・三橋三吾<sup>(34)</sup>など公園の有志者たちが富豪であったことも、私的な庭園であるとの誤解を生みやすかった。『青森新聞』の記事は、公園が「万人偕楽ノ地」であるという考え方が、当時の人々に理解されにくかったことを示している。

『青森新聞』自体は、衛作の公園創設事業を「有益事業」と見なし、ほかの事業と「同視スルニアラズ」と見ていた。だからこそ、この事業が「津軽名産ノ因循姑息ニ歲月ヲ空過」<sup>(35)</sup>することを批判し、「東奥人ノ質タル所謂孤立猜忌」の弊風を指摘し、警告を発していたのである。

衛作や『青森新聞』の言葉には、新しい文化の受容に対する人々の志向を考える上で大きな示唆を含んでいる。また青森という一つの地方における文化の受容を示す事例としても重要である。

このように窮地に陥っていた衛作であるが、それでも彼は「忍耐ノ氣魄ヲ以テ此障碍ヲ排シ、遂ニ成功ヲ目的ノ地位ニ達センコト」<sup>(36)</sup>（惘願書）<sup>(37)</sup>にかけた。そこで最後に、衛作の願った公園がどのような過程を



へて認可されていたのかを追求しておきたい。

#### 四 公園創設の認可

衛作が名を水原衛作と改め、明治十三（一八八〇）年十月十一日に「公園草創」を作成し、本格的に公園創設事業に着手したことは前述したとおりである。その背景には「漸ク明治十三年ニ至リテ賛成スルモノ増加」し、「将サニ此業ノ成ルヲ期セリ」という事情があったからである（「広告」）。賛同者の状況を『青森新聞』は、「幸ニ百有余名ノ同意ヲ得」たといい、「賛成ノ速ニシテ同意者ノ多キ実ニ意外」だと感想を述べている。賛同者は衛作の奮起によって五日間で百有余名になったともいう。

しかしながら賛同した百有余名全員が金銭的な寄附をしたわけではない。寄附金名簿に氏名だけ記載されたもの、氏名と金額も記載されたものなど様々である。寄附金二十円のうち、十円は公園落成の時に渡すといった具合に、事業の様子をうかがうような者もいた。二代渡辺佐助による灯笼一座や、函館居住の白鳥幡次郎が「舶来生木五拾本」を工事に着手次第贈呈するなど、公園風致に関わる品の寄贈もあった。

公園創設に対して青森の人々から継続的な賛同を得られないことは、公園創設事業に大きな影響を与える。賛同者からの寄附金が枯渇するころは、事業の挫折を意味するからである。しかし公園築造人たる衛作自身には「出金スル策」がなかった。そこでまず明治十三年十二月十五日に、木村円吉の代理として木村荘吉が「青森公園創設事務」を取扱い、

翌年六月一日には三橋三吾が寄附金出納事務を請け負うこととなった。さらに衛作自身も「公衆ヲ勸導」するため自ら私財を投じ、公園出願地内に小屋を建て、母・妻を引き寄せた。衛作自身が「身ヲ以テ犠牲」（「広告」）となり、事業の成功を目的に、母・妻とともに創設工事のぞんだのである。公園創設の事務と現場を分割した理由は、公園が有志者共有の私園と噂されないように配慮したためだろう。

衛作の決断に対し、無視できないのが山田秀典県令の存在である。山田県令の前職は新川県（現在の富山県）権令であった。新川県では明治七年に高岡城趾を公園とする請願書が新川県権令山田秀典に提出され、翌八年、高岡城趾は公園の認可を得ている。「惓願書」にて「県令閣下補ケニアラサレハ曾テ事業ノ成功ヲ果ス」ことが出来ないと衛作に言わしめた山田県令の存在は、公園創設事業に対する大きな支えになっていた。

しかし何よりも公園を創設するには、政府から正式に認可されなくては意味をなさない。彼は公園として認可される条件を満たすため、まず県都青森に公園をつくることを選んだ。県都青森には青森湾があり函館湾と密接な関係から、衛作は青森を「氣船（イソト）ノ往復屢アリテ追日繁盛ヲ為スヘキノ樞地」と見なしていた。衛作にとって青森は、まさしく「人民輻湊ノ地」とうつつたのである。

次に、これまで「群集遊観ノ場所」で、「従前高外除地」つまり従来特別に税を控除されてきた地という条件を揃える必要があった。そのため明治十四（一八八一）年六月に衛作が選んだ土地は、造道村字浪打（現青森市合浦二丁目的一部分）だった。そして同年八月三日、衛作は

木村莊助や三橋三吾とともに「公園創設願」（柿崎恒美氏蔵）を県へ提出するのである。

「公園創設願」には、公園選定地が山海の眺望・水利の便もよいこと、そして同地にある一大古木の「三誉の松」についての記述があった。旧弘前藩主が巡村のときに、旧奥州街道沿いにあった三誉の松の下で宴会をし、藩主自ら酒を賜い、随従の臣下をもてなすことが必ずあったという。そのためこの松の四方に柵を立てて愛護し、「村民ハ勿論市民」もこの松を愛し、この松の下で春・夏の晴れの日を選んで宴興を開いてきたほどであった。しかし廃藩後は道路が変換され、松は人々の目に触れなくなり、愛護の柵も朽ち、ただ土居のみが残るだけとなっていた。そこで衛作らは、松の保存のためにも、この松の周囲に「公園ヲ開ラキ人民共楽ノ場所」とするよう願ひ出たのである。

「惴願書」では「明治六年第拾六号御公達ノ趣キ了承致スモ」東京の浅草寺などのように群集する所が青森にはなく、「又古昔王化ノ及ハサルノ辺土ナレハ名人ノ旧跡モ絶ヘテ」いるが、造道村字浪打の場所こそ群集遊観の旧跡地だと述べている。その理由は旧藩主の愛護をうけた三誉の松付近は「古来ヨリ文人墨客・風流韻士踵テ遊観」し、「詠歌・俳句等多アリシモ、天然ノ風景ニ至テハ多ク得難キノ好場」だったからである。衛作はこの地こそ「群集遊観ノ場所」と見なしたのであった。

衛作がこの地にこだわったのは、もうひとつの理由があった。それは衛作の選定した土地の一部分が、かつての奥州街道の部分に生じた廃棄道だったからである。廃棄道はもともと道路であった所だから、従来特別に税を控除されてきた土地であり、地所名称区別上「官有地」扱いで

あった。つまり三誉の松付近は、「群集遊観ノ場所」であり、同時に「従前高外除地」でもあると判断されたわけである。衛作にとって三誉の松の存在とその付近こそ、人々が共に楽しむ地であり、まさしく「公園」と見るにふさわしい場所と考えられたのだろう。

こうして諸般の条件が揃い、明治十四年十一月七日、山田県令の助力もあって、衛作らが提出した「公園創設願」は受理され、創設の認可が下った。太政官布告第一六号および府県事務章程でも、公園の選定権が地方長官にあったため、公園の選定にあたって山田県令の賛同は大きな力になったと思われる。公園出願地は廃棄道の官有地と、廃棄道に隣接する衛作所有の民有地と隣替地からなっていた。

衛作所有の民有地は公園地に寄附する計画だった。内訳をみれば廃棄道の官有地よりも、衛作の土地のほうが広がった。廃棄道である官有地は「公園ニ編入」となったが、公園地に寄附する衛作所有の民有地は「其儘遊園トシテ公園ニ附属」させたいならば、「更ニ出願可致事」とされた。民有地を公園区域内に組み入れることは認可されなかったため、「公園創設願」の認可が下った当時は、官有地（公園）と民有地（遊園）という二種類の地所が隣接していたことになる。そしてこれが現在の合浦公園の原形となるのである。

山田県令が生前、公園に寄せた「借楽」の額面に基づき、明治十七年七月五日に公園内に借楽亭が開亭された。場所は公園の根拠地というべき三誉の松の下だった。衛作は山田県令が「借楽」と書いた額を「当郡人民ノ快樂ニ充テ、全ク借楽ノ二字ヲ考発」したものだとして述べている。

明治九年八月の段階では完成しなかったが、衛作は一般人からの出費と

「義捐で「閑暇幽静ノ快楽園」をつくる決意を変えなかった。そして明治十四年には「人民共楽ノ場所」としての公園をつくろうとしたわけである。衛作がつくろうとした公園は、一貫して「公衆」のための「偕楽園」だったことが理解されよう。

衛作は青森での公園創設に二度挑戦した。二度目の計画が認可をうけ、衛作待望の公園は完成に向けて建設が始まった。しかしその時、すでに衛作の命は尽きようとしていた<sup>57</sup>。そして公園造園作業に昼も夕もなく従事した彼は病に倒れ、公園の完成を見ることなく生涯を閉じた。明治十八年四月十四日のことだった。

### おわりに

以上、不十分ではあるが、現在の合浦公園が成立する以前の過程を追究してきた。合浦公園が今日言われているような経緯を経て成立したものでないことは明らかであろう。

公園が有志者の私園だと誤解されたこと、公園創設事業の最大の理解者である山田秀典県令の死、度重なる青森の火災や人々の競争心の衰退、寄附金や賛同者の不足といった問題、そして何よりも「東奥人ノ質タル所謂孤立猜忌」の弊風に、衛作は終始苦しんだ。衛作のつくろうとした公園が当初から「偕楽園」であればこそ、彼の心情を思うと、無常観を感じざるを得ない。

だからこそ、着倉氏も述べるように、この公園（のちの合浦公園）に對して、衛作の死後、母が衛作の実弟である巳十郎を説得し、亡兄衛作

の遺志を継ぐことになるのだろう。そして後に公園は青森町へ無代価譲渡されるのだが、実兄の衛作が命を懸けて創設した公園を、なぜ巳十郎は無代価譲渡したのか。実はこの点も理由や背景が明らかにされていない。

また公園創設願が認可されたとはいえ、公園となった官有地たる廃棄道の部分と、衛作所有地であったのちの遊園が、どのような過程をへて一体化されたかを追求せねばならない。そしてそこには、当然公園と青森町（のちに青森市）ないし国や県との関係が絡んでくるだろう。

さらに本稿で掲げた公園と都市の相関関係を明らかにする作業が必要となってくるだろう。実際に衛作の死後、公園は彼の描いた公園とは違う方向をめざすことになるからである。公園には招魂堂がつくられ招魂祭が開催されるなど、軍や戦争の関係が絡んでくる。公園は衛作がまったく意図しなかったような利用のされかたをしているのである。

一つ考慮すべきことは、衛作から巳十郎へ、さらに町（市）への継承は、衛作の望んだ公園の建設自体が継承されたのではなく、公園の創設が、当局の推進する公的な「事業」として継承されたことである。以上の点をふまえ、今後の課題としていきたい。

### 〔附記〕

本稿を作成するにあたり、水原（柿崎）衛作関係資料の所蔵者である柿崎恒美氏に深謝申し上げます。また青森市史編さん室鳴海秀事務長、工藤大輔氏、本谷信氏には、ご多忙中にもかかわらずご協力を賜りましたことを御礼申し上げます。

註

(1) 現在の合浦公園の位置は、青森市の中心を流れる埴川の東部にある。北方に青森湾をのぞむ海浜公園としても知られ、青森市を代表する公園でもある。

(2) 肴倉弥八「青森、合浦公園の創設者水原衛作」『うとう』第二十七号、一九四二年。同「二十七 水原衛作」『青森建設の恩人たち』青森商工会議所、一九五二年。同「四十五 水原衛作」『青森市史』別冊人物編 青森市、一九五五年。

佐藤昌『日本公園緑地発達史(上)』(株式会社都市計画研究所、一九七七年)に見られる合浦公園の記述も、肴倉氏の研究に依拠したものである。

(3) 『青森県人名事典』(東奥日報社、一九六九年)によれば、水原衛作(みずはら えいさく)は、「青森市合浦公園の創設功労者」と紹介されている(執筆担当は肴倉弥八氏)。

(4) 小野良平『公園の誕生』吉川弘文館、二〇〇三年。

(5) 都市史は一九八〇年代に本格的に着手されたが、研究対象は巨大都市に集中している状況である(『史学雑誌』第一一三編第五号、二〇〇三年)。まだ「地方都市に関する研究は少ない現状にあるため(同第一一四編第五号、二〇〇四年)、本稿が対象とする青森市と合浦公園との関係を考察することは、都市史の観点からも意義あるものと思われる。

(6) 衛作自筆の「死亡後所分之証」(柿崎恒美氏蔵)には、「天保十三壬寅年四月八日正午生」と記されている。また没年月日については「昭和十二年一月 合浦公園沿革草稿」(「土木雑 公園沿革」青森市役所蔵)を参照した。

なお、「木村李之助を介抱する柿崎衛作の図」(柿崎恒美氏蔵)には、衛作が「柿崎盛香称衛作実朝次郎正行之第一男也」とある。廃嫡もこの

図から分かる。しかし「師匠水原清」については、肴倉氏の関連著作物に見られるだけで、水原清の詳細は不明である。

(7) 「水原衛作」(青森市文化団体協議会編・発行所『あおり文化一〇〇年の軌跡』二〇〇一年)では、柿崎家が「代々津軽藩に仕えた身分の低い足軽」とある。

(8) 高屋については前掲『青森県人名事典』所収の「高屋小平太尚善」に詳しい(執筆担当は柿崎巳十郎の孫にあたる柿崎實氏)。なお、高屋は江戸の弘前藩の屋敷における御庭石などを見立てる一人に選ばれ、文政七(一八二四)年には領内の庭石探索作業記録(控)を残している。探した庭石は、江戸へ回船で運搬される計画だった(御庭石見立方取扱一件)文政七年五月から翌八年、弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫)。その後、高屋は御庭石見立方からほかの職種に変わっている。

(9) 「広告」(柿崎恒美氏蔵)は、前掲した「死亡後所分之証」とともに「病者水原衛作死亡後必用書入」(同氏蔵)に同封されていたと思われる。明治十七(一八八四)年九月十三日に作成されたもので、同書は衛作自身が「身ハ難病ニ係リ今ヤ命ノ終ル」ことを意識して記したものである。

「惘願書」(函館市中央図書館蔵)も衛作の自筆であり、彼が青森県公園地(のちの合浦公園)の創設発起人として「寿命ノ終ルヲ待ツノ外」ない状態で執筆したものである。明治十七年以降に作成したと思われるが、未完の草稿史料でもある。「広告」は衛作が一般に対して公園事業の継続を訴えたものと考えられるが、「惘願書」は「広告」の草稿の体裁をとりながらも、「広告」以上に彼の公園創設事業に対する本意がうかがえる内容となっている。

なお本稿で引用する資料については適宜読点を補い、筆者が補った注記箇所は(一)内に記した。

(10) 「弘前藩士水原衛作の上水道計画」(岡田健蔵『函館百珍ト函館史実』

岡田イネ発行、一九五六年)。これには「悃願書」の一部が掲載され、衛作が明治六年十二月に、函館の上水道計画をつくったと解説されている。なお、「悃願書」では、衛作は明治七年二月に函館へ渡っている。

(11) 衛作が帰県したのは父朝次郎が死亡したためだろう。前の「由緒書第十七」と後掲の「石銚之記」によれば、朝次郎は明治五年五月から同九年七月の間に死亡したと推定できる。「柿崎巳十郎」(前掲『あおもり文化一〇〇年の軌跡』)には、明治八年に朝次郎死亡とあるが、出典は不明である。

なお、西洋人については、佐藤前掲書上巻、一〇五ページを参照。

(12) 「明治九年二月八日 石炭山開坑記」(青森県史編さんグループ所蔵)、  
「鉱山借区・試掘・廃山一覽」(青森県史編さん近現代部会『青森県史資料編近代1 近代成初期の青森県』青森県、二〇〇二年)四八一〜四八二ページ。

前者は、衛作が石炭を試掘するときに記した業務記録である。試掘地は石浜村走岬(旧蟹田町(現外ヶ浜町))。記録の中には村林勘六のほか、衛作が青森出張の際に身を寄せ、醸金名簿に名を連ねた柴田荘三郎の名前もある(前掲「公園草創」)。

後者は、津軽郡「石浜」村の「走岬」に営業人「柳崎衛作」が試掘年月「明治九年三月十日」から満期年月「明治十年二月迄」、延期年月「明治十年三月ヨリ明治十一年二月マテ」と記されている。なお、「柳崎衛作」は「柿崎衛作」の書き間違いと思われる。

(13) 「明治十年第一月日 石炭山行業請私」(前掲「石炭山開坑記」)に「七月十四日函館行入費調」の記録がある。

(14) 「試掘再三願」(前掲「石炭山開坑記」)。

(15) 前掲「死亡後所分之証」より。

(16) 前掲「公園草創」より。

衛作が記した「石銚之記」(明治十四年八月十五日、柿崎恒美氏蔵)によれば、明治九年七月の明治天皇巡幸に際し、衛作は柿崎家の家室というべき石銚の天覧を請願するため「予カ当時弘前に住みし一向に此目的を果さん」と青森に行くが、「志を達せず」とある。

(17) 明治十二年六月二十八日付の「土地売買史料」(青森県史編さんグループ所蔵)には、「同(中津軽郡)郡同(弘前)富田町拾七番借宅住買請人柿崎巳十郎代理同(弘前)品川町七十四番地別居柿崎衛作」とある。この史料が管見の限り「柿崎衛作」名義を見る下限である。当初、彼は柿崎姓を名乗り、弘前に籍をおいていたことがわかる。

(18) 太政官布告第一六号は次の通りである(「公文録 明治六年 第九九卷 明治六年一月 大蔵省伺(二) 国立公文書館蔵」)。

#### 第十六号

府県へ

三府ヲ始人民輻湊ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群集遊觀ノ場所東京ニ於テハ龍山茂草堂敷山寛永寺境内ノ内京都ニ於テハ八坂清水ノ西蔵山ノ聖母ヲ社寺境内除障成ハ公府地ク耶従前高外除地ニ属セル分ハ永ク万人借案ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ扱ヒ其景況巨細取調図相添大蔵省へ可何出事

明治六年一月十五日

太政官

(19) 明治九年八月の公園に対する正式な名称は不明だが、衛作はこの公園を「閑暇幽静ノ快樂園」と性格づけていた。他方、明治十四年十一月に認可をうけるのが青森公園(青森県公園と記されることもある)であり、それが現在の合浦公園の原形となる。

(20) 衛作は「広告」や「悃願書」で公園創設の理念を記しているが、二度

目の公園創設事業に際して作成された前掲の「公園草創」にも同様の見解を披露している。

(21) 『初代渡辺孝平伝』市立図書館図書館、一九三九年。

(22) 二〇ページに掲載した同計画図(柿崎恒美氏蔵)は本稿ではモノクロだが、現物は掛軸装であり、豊かな色彩が残っている。「水原氏園圍計画図」と書かれているが、衛作の改姓後に明記されたものだろう。なお、同図の下が北側で、図の右側に堤川が流れていることになる。

(23) 前掲「四十五 水原衛作」より。

(24) 花壇は大名庭園にも存在しており、公園に花壇を設けると考えた方が自然であろう(長谷部由紀「大名屋敷の花壇」『大名庭園―儀式・文化・生活のすがた―』新宿区教育委員会、一九九三年。飛田範夫著『日本庭園の植栽史』京都大学学術出版会、二〇〇二年)。

(25) 当該計画図について、井下清氏は、一八〇〇年代の「西欧貴族別荘などの形式から設計されたものらし」と考証し、「それに日本の林泉趣味を融合調和させている点が造園学的にも極めて優れた構想だ」と述べている(『陸奥新報』昭和三十一(一九五七)年二月十一日付)。

(26) 明治十三年十月一日、有志者の醸金で購入した土地を、民有地のまま地租を免除して公園とする長野県の伺いは、内務省から「開届ケ難キ」と指令されていた。民有地を「上地ノ上官有地第三種」に編入することつまり公園とすることも認められなかったのである(内務省地理局編輯『例規類纂』明治十七年七月、国立公文書館蔵)。なお、公園の管轄は当初大蔵省だったが、内務省に移管となっている。

(27) 佐藤前掲書上巻、一〇四〜一〇五ページ。

(28) 山田県令は地方長官会議のため東京出張中、明治十五年一月六日客死する。

(29) 開拓使函館支庁作成「明治十四年八月公園ノ沿革」(公文録 明治十

四年 第二百五十一卷 明治十四年巡幸雜記第十三) 国立公文書館蔵。  
ここでいう渡辺の伝記とは前掲『初代渡辺孝平伝』のことである。

函館は明治十五(一八八二)年二月まで北海道開拓使時代のため、太政官布告第一六号の及ばない地であった。その意味では布告の条件に関わらずに公園を設定することも可能だった。とはいえ、函館に公園が創設されたことは、衛作の心情に強い衝撃を与えたのは間違いないだろう。

(30) 『青森新聞』も「其ノ資産アリ名望アルノ有志者モ夙トニ此舉ノ必要ナルヲ知ルト雖とも、彼ノ津軽名産ノ因循姑息ニ歳月ヲ空過シ孤立猜忌ノ弊風ニ其ノ心身ヲ惑溺セシメテ、敢テ進テ他ト結び同心戮力以テ大利ヲ取ルノ氣象ニ乏シキハ、事々物々ニ微シテ悉然ラザルハ莫シ、是ニ於テ乎我儕ヲして園地ノ設立モ猶遠ニアルベシトノ感想ヲナサシメタリキ」と記している。「惘願書」の表現と類似しており興味深い。

(31) 「青森市街公園發起青森新聞論説之記」(柿崎恒美氏蔵)。同書は衛作が『青森新聞』明治十三年十月二十四日付と三十一日付の公園該当記事を書き写したのだが、新聞の原紙は存在していない。なお、本稿で引用する『青森新聞』の記事は同書によっている。

(32) 木村莊助(きむら そうすけ)は青森米町(現青森市本町)の商人で、公園創設事業における最大の有志者である。史料上「庄助」と記される場合もある。

三橋三吾(みつはし さんご)は青森大町(現青森市本町)にて造醬油店を営むなど、彼も有志者として衛作の事業に大きく関わっていた。

(33) 前掲「公園草創」より。

灯籠は合浦公園内に存在する。初代渡辺佐助は「衆庶遊息之処」(公園と同じ趣旨だろう)を遺そうとしたが、果たせないまま文久三(一八六三)年五月二十三日に亡くなった(『合浦の碑』青森市教育委員会、一九六四年)。衛作より前に公園と同じ趣旨のものを遺そうとした人物

がいたことも興味深い。二代渡辺佐助は青森米町の豪商で初代渡辺佐助の養子。

(34) 木村円吉(きむら えんきち)は青森大町に木村呉服店をひらいた商人。前掲の木村莊助は妹婿。

(35) 「青森市合浦公園概要」(「土木雑 公園沿革」青森市役所蔵)。

(36) 「偕楽亭開亭之祝辞」(「土木雑 公園沿革」青森市役所蔵)。

(37) 衛作は明治十七年八月六日夜発病したという(「土木雑 公園沿革」青森市役所蔵)。

(なかぞの・みほ 青森県史編さん調査研究員)